平成２３年（フ）第１４５７号
神戸市東灘区深江北町１丁目８番21―202号
債務者　岡橋　忠臣
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８７号
神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目28番73号　202号
債務者　大鋸　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目２番10号、前住所大阪府豊中市日出町２丁目１―44
債務者　金本相燁こと　金　　相燁
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１４号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目２番36―203号
債務者　井上　輝美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目35番１―401号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目20番８―201号
債務者　河村　由紀（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２２号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目22番６号
債務者　森田　昌司
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３０号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目３番１―403号
債務者　中尾　昭穂
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３１号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目３番１―403号
債務者　中尾美智子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―110号
債務者　福岡　秀俊
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１０６号
兵庫県西宮市小松町１丁目７番11号
債務者　布川　　亮
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１１７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番９―208号、従前の住所神戸市北区鹿の子台北町６丁目８番９号
債務者　里　　鈴代
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０号
兵庫県芦屋市翠ケ丘町16番16―528号　野中方、前住所神戸市須磨区桜木町１丁目２番18号
債務者　森川　忠之
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７号
鳥取県東伯郡琴浦町大字三保311番地１
債務者　手嶋　俊幸
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第７９号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿746番地17
債務者　西村　和樹
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１４２１号
広島県東広島市志和町内107番地
債務者　淺井　孝一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８５号
広島市中区大手町３丁目９番15―405号
債務者　川田美惠子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３号
山口市矢原768番地２　石井ハイツＡ102
債務者　津森　智恵
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
山口県防府市桑山２丁目15番18号　センチュリー桑山203号室
債務者　槌谷今日子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係